

## 14 育児用施設

### 《基本的考え方》

- ・公共交通施設においては子育てしやすい環境づくりを進める。
- ・乳幼児を連れた保護者等が、気軽に外出し、社会参加できるよう、授乳場所やおむつ替えのできる場所を1以上設ける。

授乳室の設置	(1) 育児用施設を設けるよう努めること。	カ 育児用施設 (1)
案内表示	(2) 育児用施設の出入口又はその付近に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をすること。	カ 育児用施設 (2)

\*1 育児用施設

乳幼児用ベッド及び椅子その他乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備が配置された場所

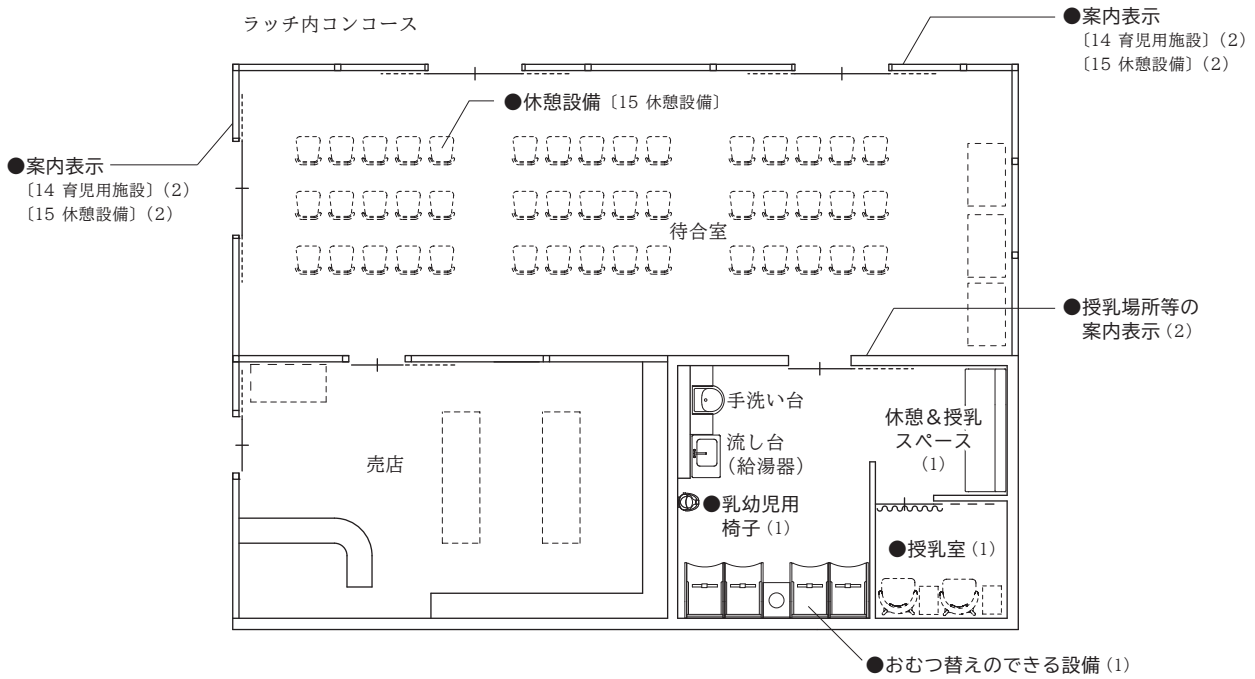
### 《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【設置】授乳室及びおむつ替えの場所として独立した部屋を設ける。ただし、プライバシーの確保に配慮し、待合室等の一部を区画利用して設けることでもよい。
- 【案内表示】乳幼児連れの保護者等が、容易に認識できるよう、わかりやすい位置に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をする。

### 《望ましい整備》

- ◇【授乳スペース】人目を気にせず母乳をあげられるようにプライバシーに配慮し、カーテンで仕切ることなど、専用の授乳スペースを設ける。また、授乳スペースの入口には男性の入室を禁じる注意表示を行う。
- ◇【男女利用できるスペース】男性による哺乳瓶での授乳やおむつ替えにも配慮し、男女にかかわらず利用できるスペースを設ける。合わせて、給湯や哺乳瓶の消毒等ができる設備を設ける。

## 《待合室、売店、授乳室の配置例》



## 《授乳場所のサイン例 (JIS Z 8210)》



ベビーケアルーム



授乳室 (男女共用)



授乳室 (女性用)

## 《授乳、おむつ替え設備の例》

